

# 本市の国民健康保険の状況

問合せ先／本庁保険年金課 国保G  
(内線2841)

国民健康保険(以下「国保」)は、県と市町村が共同で運営している保険で、現在、本市全体の2割強の方が加入者(被保険者)です。

近年、被保険者の高齢化や景気の低迷などにより、国保税は減収から横ばいの傾向にあります。

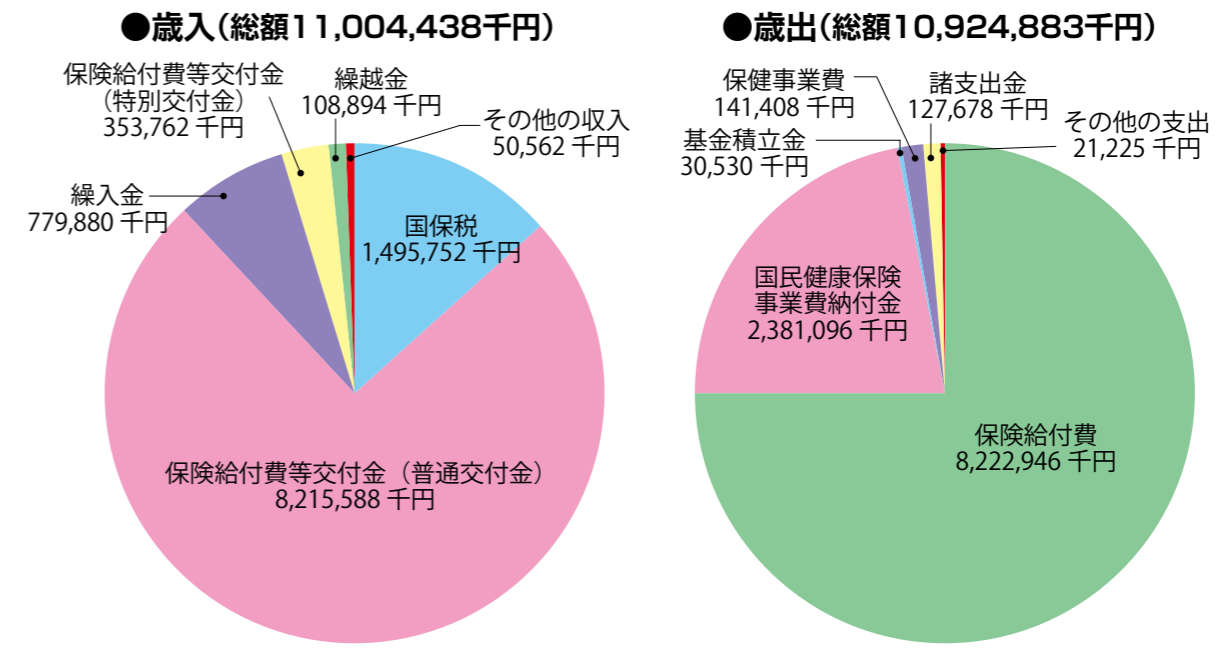
一方、被保険者一人当たりの医療費は増加しており、国保は大変厳しい財政運営を強いられています。

国保に掛かる経費は、国などからの補助金と被保険者からの保険税によって賄われています。今後も医療費はますます増えることが予想されます。

医療費が増えると、国保の財政圧迫により国保税の引き上げにつながります。

持続可能な国保財政のためにも、特定健診などを積極的に活用し、健康管理に努め、適正な受診を心掛けましょう。

## 1 国保事業特別会計<歳入・歳出>(令和3年度決算見込み額)



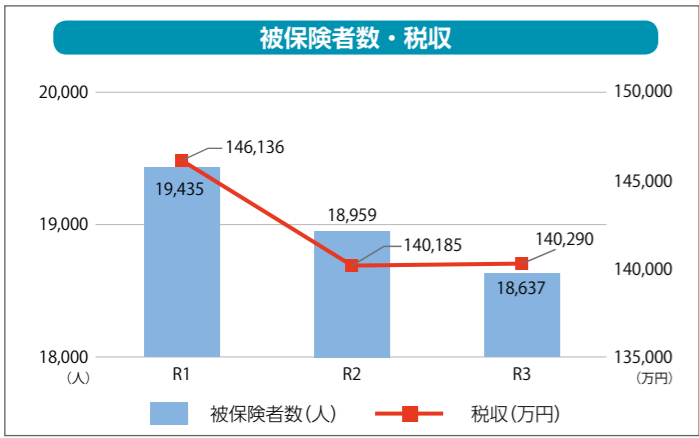
## 2 国保事業特別会計の推移<単年度収支の状況>

各年度決算額(令和3年度は決算見込み額) 単位：千円

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
歳入総額 ①	11,080,455	11,275,523	11,004,438
歳出総額 ②	10,943,237	11,166,629	10,924,883
収支差引(①-②) ③	137,217	108,894	79,555
基金繰入額(※1) ④	0	309,473	0
財政支援繰入額(※2) ⑤	11,207	0	0
前年度繰越金 ⑥	178,172	137,217	108,894
基金積立金 ⑦	101,662	36,404	30,530
公債費 ⑧	0	0	0
単年度収支(※3) ⑨ (③-④-⑤-⑥+⑦+⑧)	49,500	△301,392	1,191
基金残高 ⑩	599,919	326,850	357,380

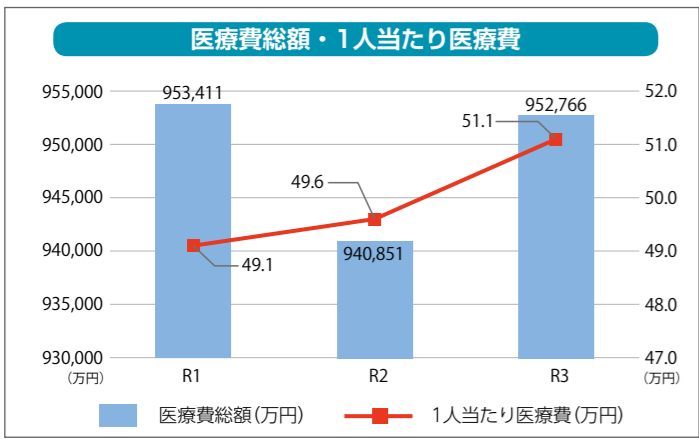
(※1)「基金繰入額」とは、国保事業特別会計の財源を補うために、本市が積み立てている国民健康保険基金を取り崩し、当該特別会計へ繰り入れを行った額です。  
(※2)「財政支援繰入額」とは、本市の一般会計(市の一般的な事業に係る会計)から国保事業特別会計へ財政支援を行った額です。  
(※3)「単年度収支」とは、当該年度(単年度)の歳入から歳出を差し引いた額で、前年度繰越金や赤字補てんのための繰入金などを除いた額です。

●国保税は納期限内に納めましょう。(納付が困難な場合は、本庁収納課(内線2467)までご相談ください)



令和3年度の被保険者数は、年度平均で1万8637人となり、前年度より322人、約1・7%減少しました。  
これは、主に75歳到達による後期高齢者医療制度への移行によるものです。  
なお、本市の人口に占める国保の加入割合は約20%となっています。  
また、これに伴う国保税の収納額(現年課税分)については約14億2900万円、前年度より約105万円、約0・07%の増加となっています。

## 3 国民健康保険の加入者数と国保税



令和3年度の本市国保被保険者の医療費総額は、約95億2766万円で、前年度より1億1915万円、約1・3%増加しました。  
一方、1人当たりの医療費は、約51万1000円で、前年度より約1万5000円、約3%増加しました。  
加入者一人一人の負担を減らすためにも、日頃の生活を直し、医療費を有効に使うことが大切です。

## 4 医療費総額と1人当たり医療費



## 少しの工夫や普段の意識で医療費は節約できます

**ジェネリック医薬品を利用しましょう**  
「ジェネリック医薬品」は先発医薬品の特許が切れた後に製造され、これまでの効き目や安全性が実証されてきたお薬(先発医薬品)と主成分が同一のお薬です。開発期間が短いので、価格も安く、お薬代を軽減することになり、全体の医療費を抑えることができます。  
利用には処方箋が必要です。医師・薬剤師に相談してください。

**かかりつけ医・薬局を持ちましょう**  
「かかりつけ医」は、気軽に安心して相談できる身近で頼りになる医師です。普段の健康管理や日常的な病気の治療は「かかりつけ医」に相談しましょう。また、薬局もかかりつけを決めておくと、薬歴により薬の飲み合わせなどによる副作用を未然に防げる他、アドバイスや健康情報を受けることができます。

**交通事故などに遭ったときは、必ず届け出を**  
交通事故など、第三者から傷病を受けた場合は、必ず本庁保険年金課に連絡し、「第三者行為による傷病届」を提出してください。国保では一時的に医療費を立て替え、後日加害者に請求しますが、届け出がなければ請求ができず、国保側の医療費負担になります。  
※第三者行為となるもの  
交通事故や傷害、他人の犬にかまれた、他人の落下物に当たった、傷害事件に巻き込まれた など

**早めに特定健診を受診しましょう**  
特定健診は、生活習慣病の原因となるメタボリック症候群(シンドローム)に着目して行う健診です。要介護状態の原因となる心筋梗塞や脳卒中など命に関わる深刻な病気を未然に防ぐことにもつながります。  
本年は、11月30日(水)まで、指定の医療機関で受診することができます。早めの健診を心掛けましょう。



※マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局が順次増えています。詳しくは、厚生労働省ホームページをご確認ください。  
▶厚生労働省HP

